



町制施行55周年
復興を誓って、前へ。
がんばろう 七ヶ浜!!

しちがはま



主な内容

特集

「災害公営住宅の説明会」を開催しました	2
町内の話題 ズームアップ	6
平成26年成人式 ほか	
シリーズ	
取り戻そう 元気なこころとからだ	8
ふれ愛くらぶ	10
復興だより No.15	12
災害復興情報	16
暮らしかラカルト	18
第19回七ヶ浜町生涯学習フェスティバル開催のお知らせ ほか	28

復興への希望を胸に 成人式開催

1月12日、七ヶ浜国際村で成人式が行われ、210名の新成人が出席し、町の復興を誓い新たな一歩を踏み出しました。

(関連記事 6ページ)

2014 2 | vol.508
広報しちがはま

七ヶ浜町ウェブサイト
<http://www.shichigahama.com>
★電子メールでのお問い合わせはこちらから！

■「災害公営住宅に関する説明会」を開催しました

家族・地域のコミュニティが広がり、いきいきと生活する場を目指して：

本町では、住宅復興施策の一つとして災害公営住宅の整備に取り組んでいます。災害公営住宅は、東日本大震災の被害により居住することが困難となつた世帯に対し、賃貸住宅を提供するためのものです。災害公営住宅の設計は、各地区の地形や特色を生かした住みやすい住宅を目指しています。

今回の特集では、1月に行われた「災害公営住宅に関する説明会」の内容について紹介します。



七ヶ浜町災害公営住宅の 設計のコンセプト

本町の復興重点施策の一つである「町の文化を継承する美しい景観や街並み」、「地域コミュニティの再生と展開」を目指すため、災害公営住宅の設計には、住む方の適な生活を第一に考えながら、地域の特性を生かした景観や街並みに配慮したものとなっています。また、高齢者や単身世帯の入居が多いことから、入居者同士の交流が増え、皆で支えあい暮らしていくコミュニティの形成を重視した設計を目指しております。特としては、お互いの顔が見えやすい、声を掛けやすい関係を築くなど、建物や動線計画に配慮しています。外出時の挨拶や立話など様々な交流を生み出すとともに、住戸においても、すべての個室にリビングを通して出入りする計画とし、家庭内での交流も促す工夫画にしています。





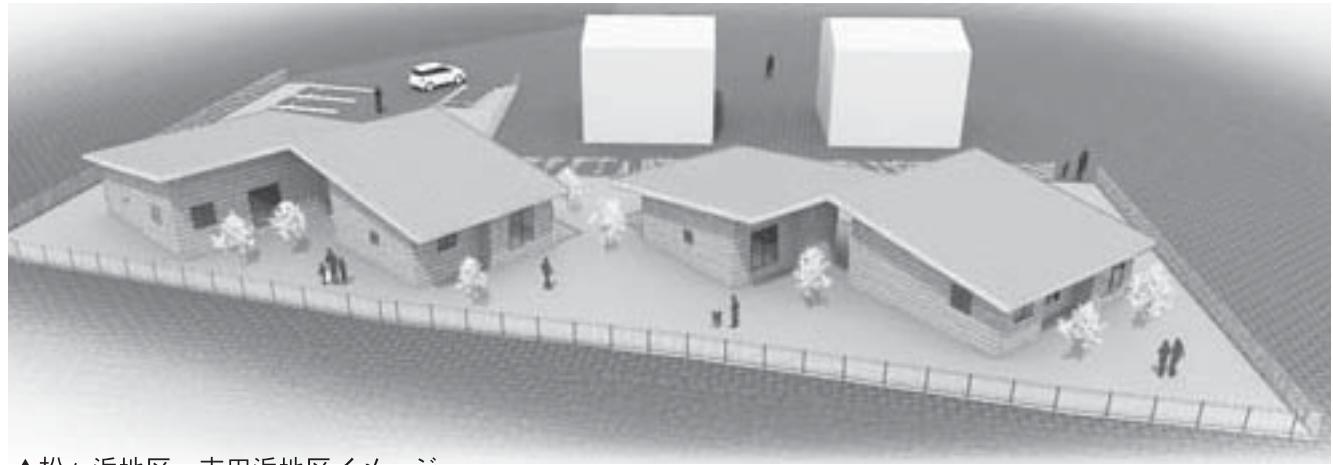
▲花渕浜地区イメージ



▲菖蒲田浜地区イメージ



▲代ヶ崎浜地区イメージ



▲松ヶ浜地区・吉田浜地区イメージ

※詳細については、変更されることがあります。

災害公営住宅の整備状況

災害公営住宅は5地区に整備をします。各地区で立地条件等が違うため、構造などが異なります。

松ヶ浜地区	木造 連棟タイプ、平屋建て	32戸
菖蒲田浜地区	鉄筋コンクリート造 共同住宅、3階建て	100戸
花渕浜地区	鉄筋コンクリート造 共同住宅、2・3階建て	50戸
吉田浜地区	木造 連棟タイプ、平屋建て	6戸
代ヶ崎浜地区	鉄筋コンクリート造 共同住宅、2階建て	24戸



造成・建築工事スケジュール

現在、地区毎に造成工事を行っています。造成工事完了後に建築工事が始まります。

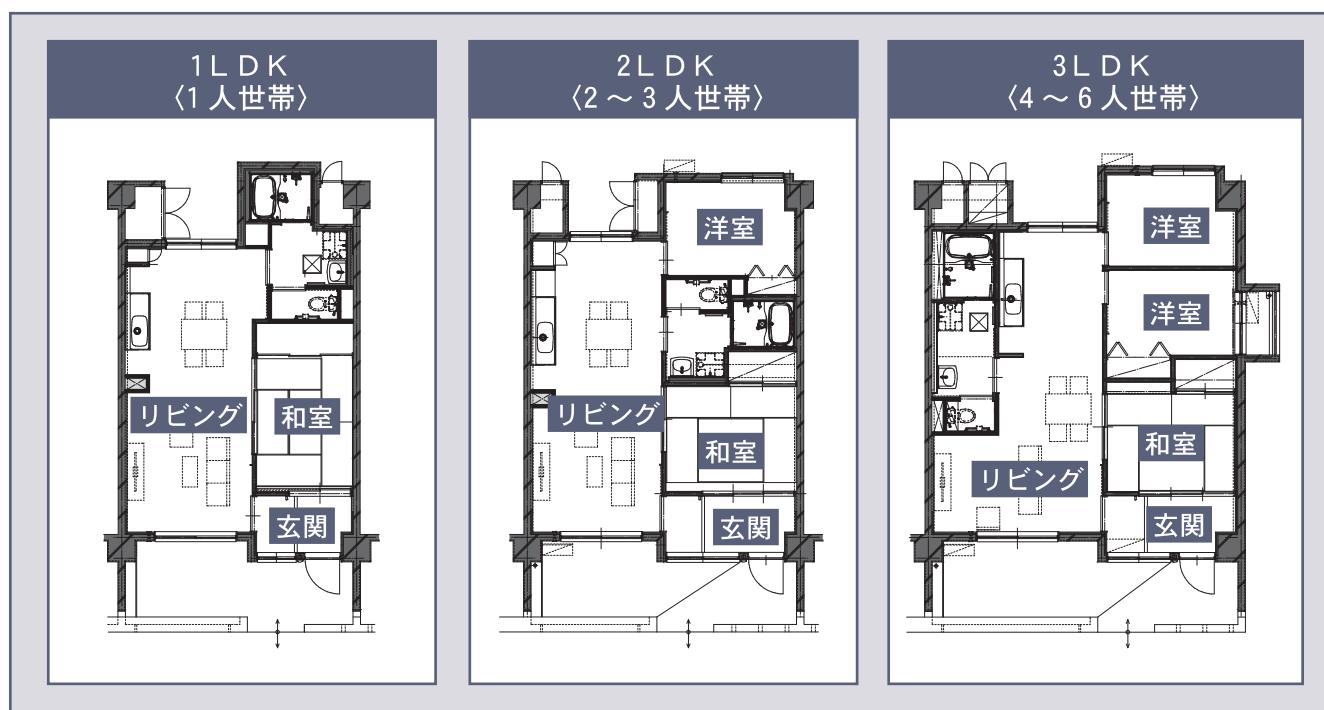
地区	造成工事完了予定	建築工事開始予定	入居開始予定
松ヶ浜地区	～26年3月	26年5月～	27年4月以降
菖蒲田浜地区	～26年3月	26年7月～	27年12月以降
花渕浜地区	～26年3月	26年7月～	27年12月以降
吉田浜地区	～26年3月	26年5月～	27年4月以降
代ヶ崎浜地区	～26年6月	26年5月～	27年10月以降

※時期については、あくまでも予定となります。現場等の状況により、やむを得ず変更されることがありますので、予めご了承ください。なお、時期が変更された際はその都度お知らせさせていただきます。

災害公営住宅の間取り(例)

入居される人数によりそれぞれの世帯で間取りが決まります。

各間取りの戸数は、平成24年12月に行った「災害公営住宅入居希望者へのアンケート」により決めています。下の間取図は、代表例です。整備地区や部屋の場所ごとに形状や配置等が異なります。

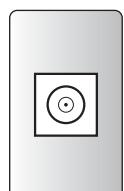


災害公営住宅の付帯設備

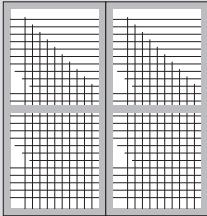
付帯設備として、入居時点で備わっているものがあります。（退去する際は、入居時の状態に戻す必要があります。）

【入居時点で備わっている主な設備】

その他の設備についても、必要に応じて、入居される方が揃える必要があります。



テレビ端子
(地上波デジタル)



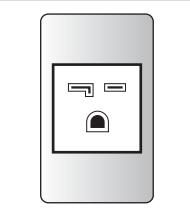
網戸



洗面鏡



風呂、シャワー
(追炊き可)



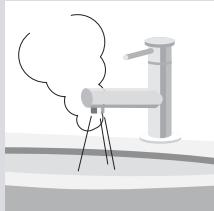
IH対応
コンセント



物干し金物



暖房便座
(温水洗浄機能は無)



給湯器

家賃について

家賃は一般的な公営住宅と同じ算定方法となり、部屋の広さや入居者全員の合計所得により決まり、毎年金額を算定します。

一般的な公営住宅では、入居できる方の収入に制限がありますが、東日本大震災の特例により、災害公営住宅の場合は、所得が高い方でも入居することができます。（ただし、一定期間が経過すると明け渡しの対象となる場合があります。）

災害公営住宅入居仮申込書の提出について

入居予定者の最新の情報を確認させていただくため、「災害公営住宅入居仮申込書」を郵送します。（2月上旬発送予定）

間取りについては、平成24年12月に行った「災害公営住宅入居希望者へのアンケート」の入居予定者により、世帯ごとの間取りを決めさせていただいている。今回の「災害公営住宅入居仮申込書」により、入居予定者の変更がある場合には、個別にご相談いただきますようお願いします。

今後、住みよい災害公営住宅とするために、地区ごとにルール作りや入居方法の決め方など、話し合いの場を設ける予定です。

基本的なルール

駐車場利用料

2,000円／月・台

（駐車場は意向調査にあつた希望台数の駐車場を計画しております。）

共益費

共用部分の維持管理費として毎月共益費がかかります。

2,000円／月程度

※家賃や駐車場利用料とは別にかかります。

【共益費の主なもの】

①光熱費

（蛍光灯やエレベーターの電気代など）

②清掃費（排水管の清掃等）

ペット

平成24年12月に行った災害公営住宅居希望者へのアンケートで「ペットを飼育している」と回答があった世帯で、震災前より飼育していたペット一代限り可。

ペットを飼っている世帯は、住む場所をできる限り集約し、他の入居者に迷惑がかからないよう一定のルールの基に飼育していただくようになります。

敷金

◆ 退去修繕費として、入居の際に家賃の3か月分をお願いする予定です。

【退去者の負担になる 主なもの】

- ◆ ①畳の表替
- ◆ ②壁の補修・塗替
- ◆ ③クロスなどの摩耗箇所の修繕

維持管理

◆ 共同で利用する施設は、入居者の方で維持管理をしていただきます。

【主な共用施設】

- ◆ ①廊下・階段
- ◆ ②広場 ③照明
- ◆ ④側溝 ⑤集会所(菖蒲田浜のみ)

【主な内容】

- ◆ ①清掃 ②除草
- ◆ ③植栽や低木の剪定
- ◆ ④蛍光灯の取り換え



入居や家賃に関するお問い合わせは、建設課まで
整備に関するお問い合わせは、震災復興推進課まで

☎357-7441

☎357-7439



zoom-up 1

平成26年成人式



1月12日、七ヶ浜国際村ホールで成人式が行われ、男性119名、女性91名の新成人が出席しました。●後藤尚宏さん(汐・左写真)の司会で式は進行され、伊藤拓哉さん(代・上写真左)と相澤舞さん(遠・上写真右)が新成人を代表して「人ととの結びつきを大切にし、1人では難しいことでも多くの人の思いや力をつなぎ合わせ、大きな力に変えて、何かを成し遂げていきたいと考えます。ふるさと七ヶ浜の美しい自然や環境を蘇らせ、次の世代へ受け継いでいくことができるよう、力を尽くすことをお約束します」と誓いました。



zoom-up 2

**消防団による
伝統の出初式が開催**

1月2日、消防関係者による「出初式」が水道庁舎会議室で挙行され、消防副団長を始めとする各分団の消防団員と女性団員あわせて120名が参加しました。●式では、渡邊善夫町長が「大正9年に七ヶ浜消防組を創設して以来、消防団は着実な発展を遂げ、地域住民に最も身近な防災機関として多大なる信頼と期待を寄せられております」とあいさつ。続いて、氏家進消防副団長が「私は消防団員は地域のリーダーとして自覚し、さらなる知識と技術の習得に努め、災害等に対しても万全でなければなりません」と訓示を述べました。●団員の皆さんには、地域住民の安全・安心を守るために気持ちを新たに始動しました。

これからもお元気で！
佐藤きよのさん100歳



代ヶ崎浜で
毘沙門様のお歳取り



12月13日、多聞山で「毘沙門様のお歳取り」が行われ、代ヶ崎浜地区住民を中心多く参拝者が訪れました。これは、昔毘沙門堂を訪れた旅人が、厳しい寒さをしのぐために湯豆腐を食べたらその後病気をしなかつたという言い伝えから始まつたものです。このことから、参拝者には湯豆腐が振る舞われ、これを食べると風邪をひかないと伝えられています。また、参拝者は、自宅から持参したお餅2つを毘沙門様にささげ、別の参拝者が供えたもちを1つ持ち帰ることが慣わしとなっています。●当日は、お餅を持参した参拝者が続々と訪れ、新設された鐘つき堂で鐘をつき、湯豆腐を食べる姿が見受けられました。



12月16日、駐シンガポール特命全権大使が遠山保育所を訪問された。●当日は、町の被害状況と復興状況の説明を受け、七ヶ浜国際村と被災地を視察した後、遠山保育所を訪問しました。●保育所では、年長児の歌で出迎えられ、その後子どもたちと触れ合いました。竹内大使は「素晴らしい建物と元気な子供たちの様子を伺うことができ、心が温まりました。楽しいひと時をありがとうございました」と遠山保育所での感想を述べました。

駐シンガポール特命全権
大使が遠山保育所を訪問

ありがとうございました
プルタブ回収活動・車椅子を寄贈しました

11月28日に吉田浜在住の佐藤きよのさんが100歳を迎え、12月2日、ご家族が百寿を祝いました。また、その日、渡邊町長も自宅を訪問し、長寿祝い金を伝達しました。●佐藤さんは、毎日、自分の布団の上げおろしや自宅の階段の上り下りも自分で行うほどお元気で、家族仲良く生活しているそうです。●佐藤さんに元気と长寿の秘訣をお伺いしたところ、「自分でやることは行い、自分の管理をしっかりと自分の時間を大事にすることを毎日しています」と話していました。渡邊町長は「おめでとうございます」とおめでとうございました。これからもお体に気をつけて、元気に長生きしてください」と佐藤さんの長寿を祝いました。

亦楽小学校の児童が、11月、空き缶のプルタブを集めたお金で車椅子一台を購入し、町内の福祉施設に贈りました。●この活動は、10年ほど前から始め、当初活動はボランティア団体へ送付いましたが、今回は、児童会が間集めたプルタブ約200kgを換金。以前のプルタブ貯金と合わせて、地域の方に感謝する「ありがとうプロジェクト」として、町内の福祉施設「みお七ヶ浜」に贈りました。●収集には、家族など多くの方からご協力をいただきました。また、今年度は、児童会からお札状を贈る活動も行っており、児童にとつても地域の方と触れ合うきっかけとなっています。



心と体の健康シリーズ パートII
取り戻そう 元気なこころとからだ

脳血管疾患を予防しよう ～高血圧に注意!!～

2月になりました。皆さん、年末年始の忙しい時節も過ぎ、そろそろ生活リズムも平常に戻りましたでしょうか？今月は、生活習慣が乱れがち？であった時期を振り返り、自分の健康を見直すきっかけとなるように、生活習慣病…特に、その中の『脳血管疾患』をテーマにお届けします。

七ヶ浜町は脳血管疾患死亡率が高い！？

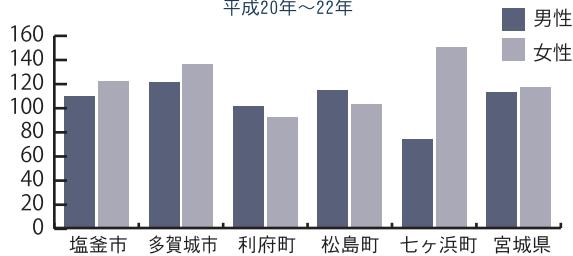
生活習慣病は、健康上好ましくない生活習慣の積み重ねによって、引き起こされる病気です。

糖尿病、高血圧、高脂質血症、心臓病、脳血管疾患等が、これらの病気に該当します。日本人の3分の2近くの方が、この病気で亡くなっています。

宮城県が昨年公表した、健康づくりの指針「第2次みやぎ21健康プラン」には、県の健康課題と今後の取り組みが示されています。その中のデータによると、七ヶ浜町の脳血管疾患死亡率は、グラフのとおりとなっており、女性は県内でワースト7位、男性は低い方から2番目の位置にありました。



近隣市町村の脳血管死亡率
S M R (標準化死亡比)
平成20年～22年

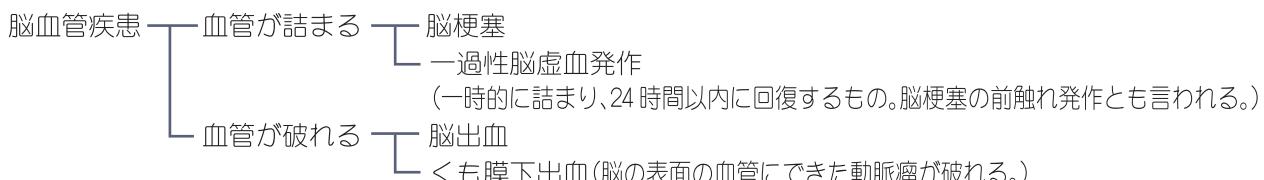


※ S M R (標準化死亡比)とは・・・
ある集団の死亡率を年齢構成比の異なる集団と比較するための指標の1つ。この値が、100以上であると、その特定集団の死亡率は、何らかの理由で基準となる集団より高いといえます。

第2次みやぎ21健康プラン参考資料より

脳血管疾患ってどんな病気？

脳血管疾患は脳の血管が詰まったり、破れたりして、その先の脳細胞に血流が通わなくなり、脳細胞が動かなくなる病気です。代表的なものには、脳内出血・くも膜下出血・脳梗塞・一過性脳虚血発作があります。



症状としては、急に倒れて意識がなくなったり、半身麻痺が起きたり、それつが回らなくなったりする発作が起きます。一時的な麻痺や手足のしびれ、物が二重に見える、少しの間言葉が出てこなくなる等の前触れが先に起きている事もあります。「前触れ」の段階で、気づいて大きな発作の前に治療に繋がると、大事に至らずにすむ場合もあります。

近年は、脳梗塞が脳血管疾患死亡の6割を占めています。

脳血管疾患の危険因子は？

生活習慣では・・・

大量飲酒	1日1合を越えてお酒を飲むと、脳血管疾患で亡くなる確率が高くなります。
たばこ	1日平均40本たばこを吸う人は、吸わない人に比べて4倍も脳血管疾患で亡くなりやすいと言われています。
運動不足	運動が不足すると、食事でとったエネルギーを消費しきれず、肥満に繋がるばかりか、糖尿病や高脂質血症、高血圧も引き起こします。
肥満等	脳血管疾患の危険因子である高血圧や糖尿病の原因になるため、間接的に脳血管疾患の危険因子となります。

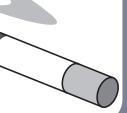
症状・病気では・・・

高血圧	若い時の血圧値が高ければ高い程、脳血管疾患にかかる危険性が高くなります。
脂質異常症	脳血管疾患のうち、脳梗塞になりやすい傾向があります。
糖尿病	糖尿病の人では、脳血管疾患で死亡する率が、正常な人の2~3倍になります。
心臓病	心房細動(脈の乱れ)は、心臓の中にできた血液の塊が、血液の流れに乗って脳の血管に詰まり、脳梗塞の原因となります。

脳血管疾患の予防法は？

まずは、生活習慣の見直しをして、改善すべき点はできる事から始めましょう。

特に、高血圧は脳血管疾患の入口ともいえます。高血圧予防がポイントといえます。

お酒は適量に	食塩摂取量や油っぽい食事を控えめに	野菜と果物をたっぷりと	
<p>適量を超える飲酒は、血圧を上げてしまいます。『節度ある適度な飲酒』は純アルコールにして1日平均約20g程度であるとされています。日本酒の場合は1合(180ml)まで、焼酎だと半合(約90ml)、ウイスキーだとダブル1杯(60ml)、ワインだとボトル1/4本(約180ml)程度、ビールの場合中びん1本(500ml)くらいです。</p>	<p>塩分を多く取ると、体内的塩分濃度を下げるためにたくさん水分を血管内に吸収して血液の量が増え、血圧が高くなります。また、コレステロールは、動脈硬化の原因となり脳血管疾患を引き起こします。</p> 	<p>新鮮な野菜や果物にはカリウムが含まれています。カリウムは、塩分を体の外に出す働きがあります。 ※ただし、腎機能の低下やカリウム制限のある方は、医師の指示に従って下さい。</p> 	
太り過ぎに注意	たばこは控えめに	運動を心がけて	十分な休養と睡眠を
<p>体重が増えると、その分たくさんの血液を送ることが必要となり、血圧が上がります。自分の適正体重を知って、保ちましょう。</p> 	<p>たばこに含まれるニコチンは、血管を収縮させ血圧を上げます。さらに習慣化すると、血管の内壁が傷つき、肥大化することで血圧上昇に繋がります。</p> 	<p>運動には、血圧を安定させる効果があります。肥満予防にも効果的です。毎日30分以上の継続を目標にしましょう。運動をする時間がない人は、日常生活の中でこまめに体を動かしましょう。</p>	<p>ストレスがたまるとイライラが続き、血圧も上がります。心にゆとりをもつために、普段からストレスを発散できる趣味等をもつと良いですね。</p> 

(参考: 厚生労働省が推進する国民健康づくり運動「健康日本21」より)

皆さん、是非この機会に自分の生活習慣の見直しをしてみませんか。そして、生活習慣病を予防しましょう。

お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで TEL 357-7448



第64回

「2月3日は節分です！」

アラカルト



節分とは、本来「季節を分ける」つまり季節が移り変わる節目をさし、立春・立夏・立秋・立冬それぞれの前日のことをいいます。江戸時代以降は、特に立春(2月4日頃)の前日をいうようになりました。春が来る季節の変わり目に豆をまいて邪気を払い、無病息災を願う風習です。

節分豆知識

節分に豆(大豆)をまく習慣は室町時代頃に始まったとされます。鬼を追い払うために使う豆ですが、悪いものに勝つ強い力があると信じられていたそうです。また、地域により様々ですが、豆を年齢の数だけ食べる(または、年齢にひとつ加えた数を食べる)と、病気にかかるないともいわれています。

大豆の栄養

大豆は「たんぱく質」を多く含むことから「畠の肉」ともいわれます。このたんぱく質には、からだの血や筋肉・骨などをつくる働きがあります。また、腸をきれいにして調子を整える働きをする「食物繊維」を多く含んでいます。大豆は日本人にとって大切なたんぱく源でしたが、昔と比べるとその消費量は減ってきています。食の洋風化と共に肉などを多く食べるようになったためで、最近では動物性食品(動物性たんぱく質)のとり過ぎが問題視されるようになりました。

大豆の効能は?

- ①脂質のとり過ぎを防ぐ
- ②不足しがちなビタミンや食物繊維を補う
- ③ミネラルを供給する

大豆を使ったおすすめ料理・・・「大豆のドライカレー」

（材 料）

ゆで大豆……200g
牛ひき肉……200g
玉ねぎ……1個
にんじん……1本
にんにく……1片
ピーマン……2個
サラダ油……大さじ2
カレー粉……大さじ2強
ケチャップ……大さじ1
ウスターーソース……大さじ1
砂糖……小さじ1
バセリのみじん切り……少々

<つくりかた>

- ①玉ねぎ・にんじん・にんにくはみじん切りにする。ピーマンは小さく切る。
- ②鍋にサラダ油を熱してにんにくを炒め、にんじん・玉ねぎを加えて炒める。
- ③②にひき肉・ゆで大豆を加えてポロポロになるまで炒める。カレー粉・ケチャップ・ウスターーソース・砂糖を加えて煮つめ、ピーマンを加えてひと煮する。
- ④皿にごはんを盛り、③をかけてパセリをちらす。
※大豆は、ゆでたものや缶詰などを利用すると便利です。



季どきを山菜
れたる夫の姉逝く
木実のくるみ榧
須藤栄子

※旧かな使い

敬老の日孫に誘わるレストランにてナイ
フ・フォークより「箸がいい」と夫
爪跡残す
三嶋時子

十八号台風あばれ日本中ゲリラ豪雨の
蜂谷恵美子

短歌

ぼっけ汁今では町の貌となり
森新一郎

氷雨降る見舞し後の渴きかな
梅沢七生

俳句

お子さんの写真やイラスト
お待ちしています

「ふれ愛くらぶ」では、イラスト、クイズ、お子さんの写真など、お待ちしています！

持参、封書、ハガキ、FAX、メールで下記までお送りください。

【宛先】

広報しちがはま「ふれ愛くらぶ」
七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1

☎357-2117(直通)
fax357-5744(役場代表)
✉kouhou@shichigahama.com

ふれ愛くらぶ

ハイポーズ



★子育て支援センターに
遊びに来ました!!★

復興 だより

No. 15

町の震災に関する復旧・復興に関する情報や今後の町の取組みなどを「復興だより」として皆さんに紹介しています。

復興まちづくり事業予定について

現在行われている復興まちづくり事業は、下記の予定で進行しています。

■事業区分及び計画戸数

1	防災集団移転促進事業	5箇所	208戸整備予定
2	災害公営住宅整備事業	5箇所	212戸整備予定
3	被災市街地復興土地区画整理事業	4箇所	計画戸数171戸
4	地区避難所整備事業	8箇所	

■地区別事業内訳及び完了予定年月

整備予定箇所	事業区分	完了予定※	計画戸数（戸）
湊浜地区	地区避難所	平成26年11月	
松ヶ浜西原地区	高台住宅団地	平成26年3月	13戸
	災害公営住宅	平成27年3月	32戸
	地区避難所	平成27年1月	
菖蒲田浜中田地区	高台住宅団地	平成26年3月	30戸
菖蒲田浜林合地区	災害公営住宅	平成27年10月	100戸
菖蒲田浜地区	土地区画整理	平成29年3月	26戸
菖蒲田浜和田地区	地区避難所	平成27年3月	
花渕浜笹山地区	高台住宅団地	平成27年3月	142戸
	地区避難所	平成27年10月	
花渕浜五月田地区	災害公営住宅	平成27年10月	50戸
	地区避難所	平成27年8月	
花渕浜地区	土地区画整理	平成29年3月	35戸
吉田浜台地区	高台住宅団地	平成26年3月	9戸
	災害公営住宅	平成27年3月	6戸
代ヶ崎浜立花地区	高台住宅団地	平成26年6月	14戸
	災害公営住宅	平成27年8月	24戸
	地区避難所	平成27年8月	
代ヶ崎浜A地区	土地区画整理	平成29年3月	35戸
代ヶ崎浜B地区	土地区画整理	平成29年3月	75戸
要害・御林地区	地区避難所	平成26年12月	
遠山地区	地区避難所	平成26年9月	

[高台住宅団地] 防災集団移転促進事業

[災害公営住宅] 災害公営住宅整備事業

[土地区画整理] 被災市街地復興土地区画整理事業

[地区避難所] 地区避難所整備事業

※防災集団移転促進事業は造成完了予定、災害公営住宅整備事業及び地区避難所整備事業は建築完了予定、被災市街地復興土地区画整理事業は事業完了予定です。

なお、事業の進捗により変更となる場合がございます。

復興を誓って、前へ。

がんばろう 七ヶ浜!!

花渕浜笹山地区（高台住宅団地）の新しい名称を募集

2/14(金)まで募集!!

菖蒲田浜地区、花渕浜地区、汐見台南地区の新しい集団移転先である花渕浜笹山地区の高台住宅団地に新しい名称をつけることとなりました。

復興への想いや願いが込められた、親しみやすい名称案を下記のとおり募集します。ぜひ、ご応募くださいますようよろしくお願ひします。

●応募資格 どなたでも応募できます。応募数の制限はありません。

●募集期間 平成 26 年 2 月 14 日(金)まで ※当日必着

●応募内容 応募用紙に、下記の 3 項目について必ず、記載してください。

①新しいまちの名称(ふりがな) ②名称の意味または理由

③応募された方の住所、名前、電話番号またはメールアドレス

※応募用紙は七ヶ浜国際村、生涯学習センター、役場に設置しています。

●応募先 応募用紙を直接ご持参いただくか、郵送、FAX、電子メールにて応募ください。

宛先：〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1

まちづくり協議会事務局(七ヶ浜町震災復興推進課)

FAX : 022-357-5744 Mail : sasayama@shichigahama.com

●審査方法

応募作品の中から、候補名称を選び、花渕浜笹山地区に移転される方の投票で選定します。

●その他

・まちの名称は、漢字、ひらがな、カタカナを使用してください。

・応募用紙は任意の用紙でも構いませんが、上記応募内容の 3 項目は記載してください。

・1 枚(1 件)につき名称 1 点とします。複数の名称が記載されている場合は、原則、無効となります。

・応募作品について、その趣旨を損なわない範囲で変更を行う場合があります。

・応募された名称の著作権は七ヶ浜町に帰属し、応募用紙等は返却しません。

・選ばれた作品は、花渕浜笹山地区の新しいまちの名称として使用します。

また、採用された新たな名称を町名(住所)として使用することを想定しています。

住宅復興に係る各種町独自支援制度の申請受付中です

町では、下記の支援制度を設けています。申請を希望する方は、事前に震災復興推進課までお問い合わせください。

支援制度	補助上限	補助の対象者	制度の内容
宅地、建物等の嵩上げ補助	400 万円	津波浸水区域で被災し、災害危険区域を除く津波浸水区域で再建される方	宅地の嵩上げ工事、土留め工事、外構工事、ジャッキアップ工事等に要する費用で、平成23年3月11日以降に行なった工事が対象となり、400万円を上限として工事費の1/2を補助します。
住居の移転費用 (引越し代等) の補助 ※1	78 万円	津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町内に再建される方	78万円を上限として移転費用(引越し代、転居通知に係る費用、従前地にある庭石や物置の移転費用等)を助成
住宅ローン 利子補給補助	住宅・土地 500 万円 住宅のみ 400 万円	津波浸水区域で被災し、罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊(撤去)の方で、町が整備する高台住宅団地以外の町内に住まわれる方	住宅再建に伴い金融機関から借入れた資金(住宅ローン)の利子相当額について、住宅及び土地を購入の場合 500 万円、住宅のみ(土地借地など)の場合 400 万円を上限として補助します。
大規模修繕費補助	利子補給 200 万円 修繕補助 100 万円	災害危険区域を除く、津波浸水区域で被災された住宅の罹災判定が全壊・大規模半壊・半壊で住宅を修繕された方 ※2	修繕のために金融機関から借入れた資金(住宅ローン)の利子相当額について、最大 200 万円を上限に補助します。または、修繕に要した費用の 2 分の 1 の額で最大 100 万円を上限に補助します。

※1 災害危険区域内の移転促進区域に指定された区域に居住されていた方は、国の支援(防災集団移転測事業制度)による補助が適用となり、町内移転に限らず移転費用が補助されます。(大臣同意後の移転が対象)

※2 住宅建て替え等の改築費用及び賃貸住宅を除く

平成25年分所得の所得税・町県民税の申告が始まります！

●会 場 水道庁舎2階 会議室

●既に広報誌でもお知らせしておりますが、消費税、譲渡所得(株式等、土地や建物の売却)、配当所得の確定申告は、役場の申告会場では受付できません。確定申告書作成会場(マリンゲート塩釜)で行ってください。
※町等から、被災土地の買い取りが行われた方は、役場の申告会場でも受付できます。

●必要なもの

- 印鑑（認印可）
- 給与所得者の方は、源泉徴収票または雇用主からの支払明細書など、収入のわかるもの
- 年金所得のある方は、源泉徴収票（還付申告する場合、「支払い通知」では申告できません。ご注意ください。）
- 営業・漁協・農業・不動産等事業所得のある方は、収支内訳書
(※町では収支内訳書の記入がない方の申告受付はできませんので、あらかじめ作成してから申告してください。)
- 生命保険・個人年金保険料支払証明書、地震保険料の支払証明書
- 社会保険料（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等）の領収書、国民年金保険料控除証明書
- 障害者・勤労学生の方は、各種手帳または証明書
- 還付申告をされる方は、源泉徴収票、本人名義の口座番号がわかるもの
- 医療費控除を申告される方は、領収書（総額を計算し、お持ちください。）

※添付書類はすべて原本となります。また、各種証明書は「平成25年分」申告用をご持参ください。

■申告日程 ●会場 水道庁舎2階会議室 ●受付時間 午前9時～午前11時30分/午後1時30分～午後4時

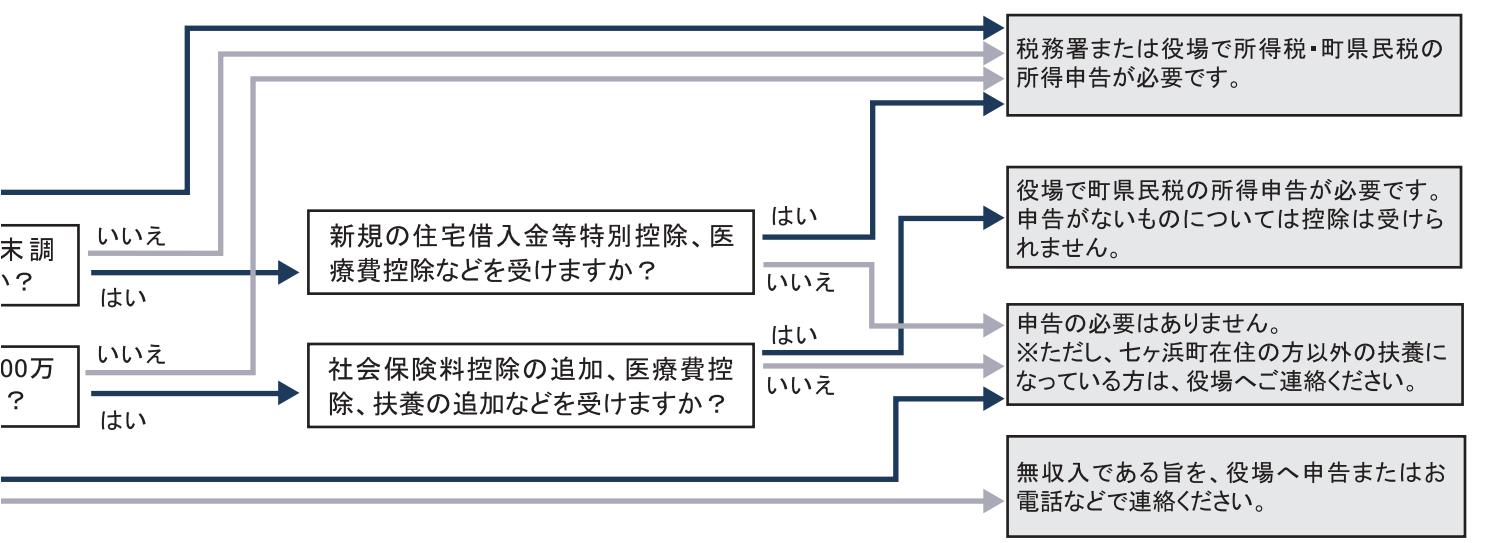
※混雑緩和のため、地区ごとに期日を指定しております。お住まいの地区で申告できない場合は、予備日をご利用ください。
また、インフルエンザなどの感染防止のため、来庁時にはマスクを着用するなどのご協力をお願いします。

日 時	地 区
2月17日(月)	東宮浜 要害 御林
18日(火)	
19日(水)	湊浜 松ヶ浜
20日(木)	
21日(金)	菖蒲田浜 吉田浜
24日(月)	
25日(火)	花渕浜 代ヶ崎浜
26日(水)	
27日(木)	境 山
28日(金)	

日 時	地 区
3月3日(月)	汐見台
4日(火)	
5日(水)	遠 山
6日(木)	
7日(金)	亦樂 火力 汐見台南
10日(月)	
11日(火)	予備日 (該当日に申告できなかった方)
12日(水)	
13日(木)	
14日(金)	

※所得税確定申告書は自宅のパソコンでも作成できます。国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

年1月1日に七ヶ浜町内に居住していることが前提です。



年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている方

七ヶ浜町への申告は不要です。ただし、個人町県民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、毎年1月頃に勤務先から配布される「給与所得の源泉徴収票」の(摘要)欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されている必要があります。

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった方で、(摘要)欄に記載がない場合は、勤務先の給与担当部署にご確認願います。

※必要事項の記載がない場合、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されません。必ず源泉徴収票をご確認ください。

被災者に対する各種住宅関係補助を受けた方へ

被災者に対する各種住宅関係補助を受けた方（個人・法人）で、確定申告・法人税申告において雑損控除等を受けた方は、修正申告が必要になりますのでお知らせいたします。当初の損失額を算出する際に保険金等で補填される額を損失額から差し引くこととなっており、保険金等の中に補助金も含まれることにより、補助金を受けた方は、雑損控除額が少なくなることによるものです。

また、住宅の修繕及び新築・購入の場合の利子補給補助を受けた方で、住宅借入金等特別控除を受けた方は、取得価格から補助額を差し引いて計算することとなりますので、誤りのないようにお願いいたします。

平成26年度より住民税の均等割額が変わります

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保を目的に、平成26年度から平成35年度までの10年間、年額1,000円（町民税500円・県民税500円）が町県民税の均等割に加算されます。また、所得税は平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から所得税の額の2.1%相当額で課税されています。どちらも自動的に上乗せして納税していただくもので、特別な手続きなどはありません。



雑損控除の繰越控除について

前年の確定申告において、雑損控除の繰越額がある場合には前年の確定申告書の写し（確定申告後に更正決定された場合はその「所得税の更正通知書等」）を持参の上、繰越控除を受けるようにしてください。確定申告書の写し等を持参しないと繰越控除額が不明のため繰越控除の適用が受けられない場合がありますのでご留意ください。なお、繰越控除を受ける場合は、その年中の収入がない場合でも繰越控除を受ける旨の申告が必要となります。

年金収入のみの方も住民税の申告が必要です

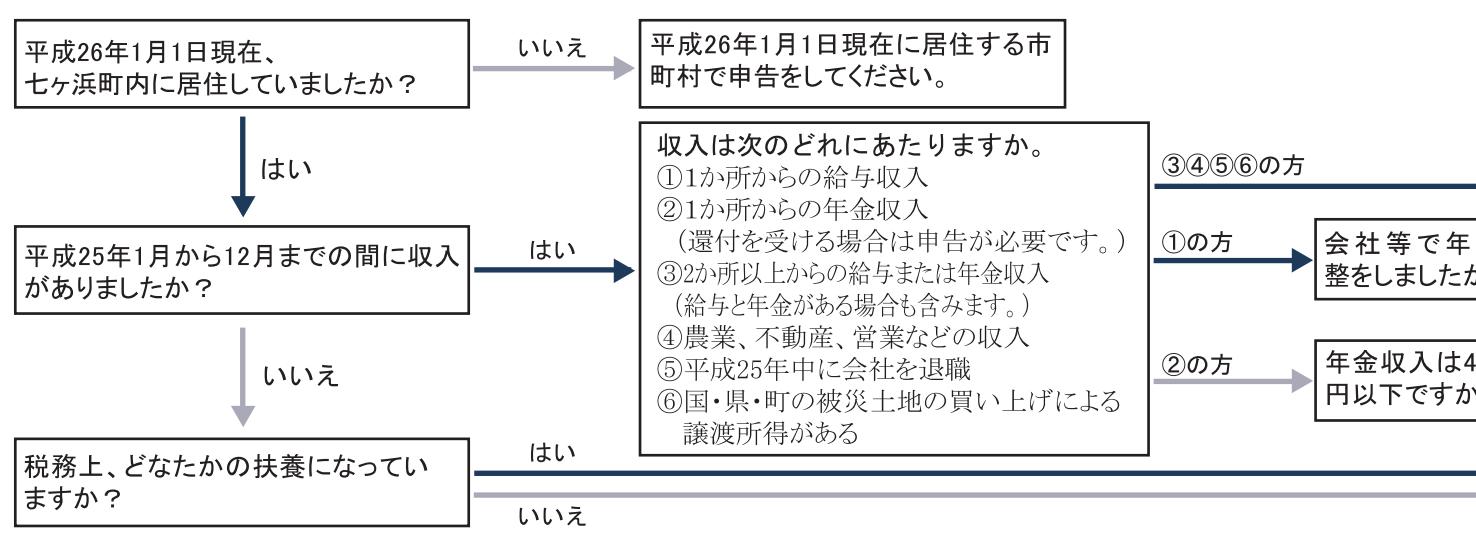
平成23年度の税制改正により、公的年金等の収入額が400万円以下（複数の公的年金等を受給されている場合は、その収入金額の合計額）で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりましたが、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除など人的控除以外の控除がある場合には、町県民税額に影響が出ることがあります。これらの控除がある場合には町県民税の申告を行ってください。申告をしないと町県民税の控除が受けられません。

確定申告で住宅ローン控除の適用を申告する方

七ヶ浜町への申告は不要です。ただし、所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分については、必ず「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。

また、2年目以降の適用を確定申告で申告する場合は、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に必ず居住開始年月日等、必要事項を記載してください。
※ただし、申告期限の3月15日（期限後において個人町民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたものを含む。）までに申告をされない場合は、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されませんのでご注意ください。また、必要事項の記載がない場合、個人町県民税の住宅ローン控除が適用されません。忘れずに記載してください。

申告が必要か、チェックしましょう！ ※注意 平成26年



なり、地方公共団体に対する支援となります。

●手続き 寄附申込書を郵送、FAX、メール等により財政課「ふるさと納税」担当宛に送付

*お問い合わせは、財政課財政係まで

☎(35)2115

七ヶ浜町被災事業者支援事業

東日本大震災により町内で被災した法人または個人の商工業者で、事業を町内で再開するために施設・設備の復旧費（50万円以上）に要した経費の一部を補助します。（ただし、国の被災者生活再建支援制度、東日本大震災災害義援金、宮城県の住宅の応急修理制度等の支援を受けている事業者は対象外となります）

●申請受付期間
平成26年3月28日（金）まで
(土・日・祝日・年末年始を除く)

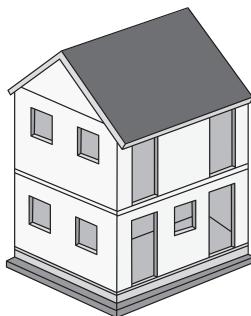
●申請先
多賀城・七ヶ浜商工会

七ヶ浜事務所 ☎(35)3912
※お問い合わせは、産業課まで

☎(35)7443

●対象となる世帯
被災当時に居住していた家屋が、り災証明書で「全壊」および「大規模半壊」と証明された世帯。または住宅が半壊し、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。

●支給額
支給額は、住宅の被害程度に応じて



☎(35)7449

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全 壊	解 体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

*お問い合わせは、地域福祉課まで

☎(35)7449

食品の放射能測定器を設置しています。

●対象者 七ヶ浜町民

●測定品目 自家消費するため栽培・採取したものに限ります。(家庭菜園も可)なお、販売品や販売目的のものは対象外です。

●測定の予約 予約制で、環境生活課に直接、または電話にて申し込み下さい。1回の申し込みにつき、1品目の測定になります。予約の測定が終了次第、次の予約を受け付けます。

●測定料金 無料

※町が無料で実施する測定は簡易測定のため、あくまでも「参考値」です。

※測定結果はすべて公表させていただきます。(個人情報は除く)

※持ち込みの際は、材料は1センチ程度細かく刻んで500g以上で多めに準備下さい。

お問い合わせは、環境生活課まで

☎357-7454

●天候 晴れ
公園等については、37か所測定。全て、毎時0.03～0.10マイクロシーバルトの範囲。

(3)公園等
※平成23年6月30日から平成26年1月16日現在まで、計247回測定。

●測定月日 1月16日（水）

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

(1) 空間放射線モニタリング状況 役場駐車場	
測定月日	1月17日
天 候	曇り
測定時間	午前8時40分
測定結果 地上1m	0.05
測定結果 地上0.5m	0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測定結果 地上0.5m 0.05

●測定月日 1月17日

●天候 曇り

●測定時間 午前8時40分

●測定結果 地上1m 0.05

●測

消費税及び地方消費税が 変わります。

平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられます。

また、今回の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税転嫁対策特別措置法によつて、次のような措置が設けられました。

1 総額表示義務の特例

税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、税込価格による表示をしなくともよいとする特例（表示例：100円（税抜き））

2 転嫁拒否等に関する措置

事業者間の取引で、税率の引上げ分の転嫁を拒んだり、チラシや店頭で転嫁を阻害する表記（例えば、「消費税は転嫁しません。」等の表示）を規制する措置。

なお、詳しく情報は、国税庁ホームページ「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の「一体改革関係」）」の特集ページをご覧ください。

掲載場所 国税庁ホームページ

ホームページ（ペリックス欄）「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の「一体改革関係」）」

URL

<http://www.nta.go.jp/shirabaru/ippanjoho/pamph/syohi/kaisei/201304.htm>

*お問い合わせは、塩釜税務署まで

☎ 2151

塩釜税務署からのお知らせ

所得税（譲渡所得を含む）・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告書作成会場をマリンゲート塩釜3階マリンホール（塩釜市港町1-4-1）に開設します。

● 開設時間 2月3日（月）～3月17日（月）（土日祝日を除きます。）午前9時～午後4時

※ 塩釜税務署内には、確定申告書作成会場を開設しておりませんので、確定申告書作成会場「マリンゲート塩釜3階マリンホール」をご利用ください。

※ 駐車場には限りがあるため、会場へは公共交通機関をご利用ください。

申告と納税の期限は、所得税・贈与税は3月17日（月）まで、消費税及び地方消費税は3月31日（月）までです。3月に入りますと、会場は毎年大変な混雑となります。申告は、お早めに。

税理士による無料税金相談を開催します

東北税理士会塩釜支部では、「税理士記念日」にちなみ、次のとおり税理士による無料の税金相談を行います。所得税や相続税・贈与税のなど、税の専門家が無料で相談に応じます。

● とき 2月23日（日）

受付時間 午前10時30分～午後3時

● ところ 塩竈市生涯学習センター
「ふれあいエス・ブ塩竈」
(塩竈市玉川町9-1)

税務署職員を装つた者から
の不審な電話に」注意ください！

*お問い合わせは、塩釜税務署まで

☎ 2151

*お問い合わせは、東北税理士会塩釜支部まで

☎ 2151

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高、口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

※ 不審な電話があつた場合には、即答を避け、①相手の所属部署②氏名、③電話番号を確認した上で一旦電話を切ります。最寄りの税務署にお問い合わせください。

公共機関等電話番号

役場代表番号 ☎ 357-2111
議会事務局 ☎ 357-7435
総務課 ☎ 357-7436
防災対策室 ☎ 357-7437
財政課（財政係） ☎ 357-2115
（管財係・移転用地係） ☎ 357-7438
政策課 ☎ 357-2117
震災復興推進課 ☎ 357-7439
教育総務課 ☎ 357-7440
建設課（管理係） ☎ 357-7441
（建設係） ☎ 357-7442

産業課(水産商工係) ☎ 357-7443
（農政係） ☎ 357-7444
町民課(戸籍住民係) ☎ 357-7445
（国保年金係） ☎ 357-7446
地域包括支援センター ☎ 357-7447
（保健指導係） ☎ 357-7448
地域福祉課 ☎ 357-7449
会計課 ☎ 357-7450
税務課(固定資産税係) ☎ 357-7451
（住民税係） ☎ 357-7452

町税等徵収特別対策室 ☎ 357-7453
環境生活課 ☎ 357-7454
子育て支援センター ☎ 357-7731
水道事業所(上水道係) ☎ 357-7456
（下水道係） ☎ 357-7457
（施設係） ☎ 357-7458
生涯学習センター ☎ 357-3302
老人福祉センター「浜風」 ☎ 357-4976
歴史資料館 ☎ 365-5567
七ヶ浜国際村 ☎ 357-5931
アクリーナ ☎ 357-7890

アクアゆめクラブ ☎ 357-7920
町民プール ☎ 357-5031
給食センター ☎ 357-2607
遠山保育所 ☎ 366-0444
まつぼっくり広場 ☎ 366-6141
あさひ園 ☎ 357-4796
社会福祉協議会 ☎ 349-7781
シルバー人材センター ☎ 357-6039
七ヶ浜交番 ☎ 357-2216
七ヶ浜消防署 ☎ 357-4349
防災無線確認番号 ☎ 349-6016

ジエネリック医薬品を ご存じですか？

七ヶ浜町国民健康保険の調剤費が増加傾向にあります。

七ヶ浜町国民健康保険の調剤費が年々増加傾向にあります。（下図）これは、七ヶ浜町に限らず、多くの市町村も同様です。

	調剤費総額	一人当たり調剤費
平成22年度	270,675,297円	4,375円
平成23年度	301,590,380円	4,938円
平成24年度	314,071,431円	5,170円

平成24年度一人当たりの調剤費は平成22年度と比較すると約800円も増加していました。平成25年度も同じくらい増加する見込みとなります。調剤費が増加していることは、国保加入者皆さんの負担も増加します。いることに繋がります。

町では、医療費負担軽減を図るために、ジエネリック医薬品（後発医薬品）を使用した場合の差額通知を該当の方に送付します。医師、薬剤師と相談の上、積極的利用に努めましょう。

●ポイント3
ジエネリック医薬品（後発医薬品）に切り替える場合は？

ジエネリック医薬品（後発医薬品）は一般の薬局で購入できる市販薬です。なく、処方せんが必要となります。希望される場合は医師・薬剤師にご相談ください。

*お問い合わせは、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6

●ポイント4
国民年金保険料がクレジットカードで納付できます

クレジットカードでの納付とは、国民年金保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。ただし、過去の未払い分の保険料についてはご利用いただけません。

保険料の納付方法は、毎月納付、か月前納及び1年前納があります。納付できる保険料は、「定額保険料」及び「付加保険料込みの定額保険料」となります。（保険料の一部を免除されている場合はご利用いただけません。）なお、カード会社へのお支払回数は、1回払いのみとなります。クレジットカードでの納付をご希望される場合は、「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」の提出が必要になります。

【ポイント1】
先発医薬品より安価で、経済的です。

患者さんの自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。※価格は品目ごとに様々ですが、先発

●ポイント5
年金を受けていた方がお亡くなりになつたときは、すみやかにお届けを

国民年金や厚生年金を受けていた方がお亡くなりになつたときは、「年金受給権者死亡届」を届け出なければいけません。年金を受ける権利は、年金を受けている方が死亡するとなくなります。届出を忘れたり、遅れたりすると、死亡後も年金が支払われてしまい、後日遺族の方に返していただくことになります。このようにならないように、すみやかに届け出ることが必要です。

●未支給年金の請求

まだ受け取っていない年金があるときは、お亡くなりになつた方と生計を組んでいた場合に返していただきます。このように、年金を受ける権利は、年金を受けていない方が死亡するとなくなります。届出を忘れたり、遅れたりすると、死亡後も年金が支払われてしまい、後日遺族の方に返していただくことになります。このようにならないように、すみやかに届け出ることが必要です。

医薬品の半額以下の薬もあります。

●ポイント2
効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。

国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて欧米と同様の基準で審査を行っています。

※薬の形、色や味は、先発医薬品と異なる場合があります。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

弟・姉妹

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

*お問い合わせは、ねんきんダイヤル

または、町民課国保年金係まで

☎ 037-744-6115

同じくしていった遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありま

すので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行つてください。

●受付窓口

管轄の年金事務所（ただ

し、老齢基礎年金（第一号被保険者の方）寡婦年金や障害基礎年金、遺族基礎年金のみを受けている方がお亡なりになつた場合は、お住まいの市

区町村の国民年金係が受付窓口になります。

●受け取れる遺族と順位

配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄

</div

も一緒に添付する必要があります。税法上とても有利な国民年金は、老後にももちろん不慮の事故など万一のときにはも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにきちんと納めましょう。

*お問い合わせは、ねんきんダイヤルまで ☎ 0570-05-1165

「写真付き住基カード」をどこ存じですか？

●「住基カード」とは

正式名称を「住民基本台帳カード」といい、住所地の市区町村が希望者に交付しているICカードのことです。種類は「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の二種類があります。

特に「写真付き住基カード」は、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として様々な場面でご利用できます。住民票の写しなどの交付請求時や銀行口座の新規開設時、高齢者の運転免許証返納後の本人確認書類としてもお使いいただけます。

代表的なものでは、住基カード発行申し込みと同時に、公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けると、自宅のパソコンなどからインターネットを通じて所得税の電子申告「e-Tax（イータックス）」をすることができます。なお、「写真付き住基カード」をど希

望の方は申請時に縦45mm×横35mmの証明書用顔写真が1枚必要になります。

また、住基カードの発行には、申請から約2週間かかりますので、ご留意ください。

*お問い合わせは、町民課戸籍住民係まで ☎ 0570-7445

心に病をもつ人の家族会のご案内

ご家族の心の病で悩んでいませんか？ご家族の皆さん、悩んでいるのは自分たちだけではありませんよ。家族会では、心の病気等に関する勉強会や懇談などを行っています。ご家族の癒しの場ともなつております。どなたでも参加できますので、是非ご来場ください。初めて参加の方は、事前にご連絡下さい。

● 内 容 とき 平成26年2月26日(水)
● と こ ろ 専門家による講演会
● 指導係まで 年齢 平成26年2月26日(水)
午後1時30分～午後3時
場所 第2会議室
七ヶ浜町役場
3階
● 懇談会 勉強会
『統合失調症について…』

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで ☎ 0570-7448

お気軽にご参加ください！
各地区介護予防教室

各地区の公民分館で、おおむね65歳以上の方が集まり、月1～3回程度、約2時間「介護予防教室」を行っています。

玄米ニギニギダンベルなどを使った筋力トレーニングやレクリエーションなどで楽しく行っています。皆さんぜひご参加ください。

● 開催時間 午前10時から正午
※要害地区のみ午前9時45分から
2時間「介護予防教室」を行っています。
● 包括支援センターまで ☎ 0570-7447
地域

仮設住宅における介護予防教室 2月の日程		
湊浜仮設住宅	1日、8日、15日、22日(土)	湊浜仮設住宅集会所
花菖蒲の会	12日、26日(水)	第1スポーツ広場 仮設住宅集会所
みんなの運動教室	10日、24日(月)	七中第2グランド 仮設住宅集会所

各地区介護予防教室 2月の日程(場所：各地区公民分館等)

湊)ひまわりの会	5日、19日(水)	湊浜公民分館	要)さわやか にぎにぎクラブ	10日、24日(月) ※午前9時45分	要害公民分館
松)はまぐく会	6日、20日(木)	松ヶ浜謡集会所	境)浜樂会	4日、18日、 25日(火)	境山公民分館
花)はなぶし まじやらいん会	13日、27日(木)	国際村セミナー室	遠)かぶとむしの会	14日、28日(金)	遠山公民分館
吉)さくらの会	3日、17日(月)	吉田浜公民分館	汐)汐見台悠々クラブ	7日、21日(金)	汐見台第2公民分館
代)元気よがさきの会	12日、26日(水)	中央公民館多目的室	汐南)しおさい 南クラブ	7日、21日(金)	汐見台南第1集会所
東)すこやか明神会	5日、19日(水)	東宮浜公民分館	亦)亦来会	6日、20日(木)	亦楽公民分館

こころの相談

イライラする、不安が強い、やる気がない、眠れないなど、悩みや困りごとがある方やそのご家族の方、一人で抱え込まずに相談してみませんか。震災後の心の健康に関する相談もお受けします。なお、相談には精神科医師が応じます。事前に予約が必要です。下記までご連絡願います。

●とき 平成26年2月27日(木)
午後1時30分～午後4時
●ところ 七ヶ浜町役場
3階 第2会議室
*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで
☎ 03174488



生活保護の相談について

宮城県仙台保健福祉事務所の相談員が、役場にて相談をお受けします。
●相談日 毎月第2及び第4水曜日 午前10時～午後3時
●ところ 地域福祉課窓口
※相談希望の方は、あらかじめ電話にてご連絡をお願いします。

*お問い合わせは、地域福祉課まで
☎ 0317449

子育て支援センターだより

◆えほんとなかよし◆

図書センターからの移動図書館。いろいろな絵本に触れ合うことができますよ。

●とき 2月4日(火)
午前10時30分～11時
●ところ 子育て支援センター

◆なかよしdayに参加しませんか◆

一時保育利用を考えている方が対象です。親子で来て一緒に遊びましょう。

●とき 2月6日、20日(木)
午前10時～11時
●ところ 遠山保育所内かきのみ組
●人 数 1日5組(要予約)

◆あそぼ・あそぼ◆

今回は『お雛さま作り』です。親子で手作りしたお雛様でお祝いしませんか。

●とき 2月21日(金) 午前10時～
●ところ 子育て支援センター

◆使ってくださいる◆

ママ達によるこども服交換会です。自宅に眠っている服がありませんか。みんなで持ち寄り交換しましょう。

●とき 2月25日(火)
午前10時～正午
●ところ 子育て支援センター



◆みんなで遊べる「すまいる広場」◆

(子育て支援センター自由開放日)

子育て支援センターを開放します。お子さんと一緒に、自由に遊べる室内広場です。子育て中の方々同士の情報交換、仲間づくりの場にもなっています。また、保育士・保健師が子育ての相談に応じています。

※平日午前9時から午後4時まで(土・日・祝休み)

※都合により変更する場合もあります。

◆こどものこころ健康相談◆

災害を体験した子どものこころと身体は、いろいろなサインを出しています。

「ささいな事におびえる・赤ちゃんがえり・食欲がない・腹痛等」これらの状況を緩和し乗り越えるための対応について相談・支援します。

●担当 緊急こどもサポートチーム
●とき 2月17日(月)・24日(月)
午前10時30分～正午(予約制)
午後1時30分～午後3時(予約制)

●ところ 子育て支援センター

※3月の相談はありません。

子育て支援センターの移設について

子育て支援センターは、2月より旧汐見保育所に移設しましたのでお知らせします。今後ともよろしくお願いします。

●移設場所 七ヶ浜町東宮浜字東兼田35-10
TEL/Fax 362-7731(2月から)

お申し込み・お問い合わせは、子育て支援センターまで ☎ 362-7731

七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画目標に対する平成24年度分実績値が、下記のとおり確定しましたので、公表いたします

七ヶ浜町地球温暖化防止実行計画では、対象範囲を本町が行う全ての事務事業で、役場庁舎と庁舎以外の機関を含めた全ての組織及び施設(指定管理者制度、外部委託施設も含む)を対象としています。

①平成24年度の町内の公共施設等の温室効果ガス総排出量実績値と、その他の削減目標実績値

(1)町内の全ての公共施設等の実績値

- ・平成20年度 2,724,540kg-CO₂
- ・平成24年度 2,488,849kg-CO₂ △8.7%

■その他の削減目標実績値 コピー用紙(5%削減目標)

- ・平成20年度 1,482,000枚
 - ・平成24年度 2,812,400枚 89.8%増
- #### ■その他の削減目標実績値 上水道使用量(3%削減目標)
- ・平成20年度 87,460m³
 - ・平成24年度 63,554m³ △27.3%



(2)震災により使用不能、または用途外状況の施設(給食センター、図書センター、遠山保育所、テニスコート、第1スポーツ広場、アクアリーナ、町民体育館、仮設住宅)を除外した実績値

- ・平成20年度 1,677,607kg-CO₂
- ・平成24年度 1,786,790kg-CO₂ 6.5%増

■その他の削減目標実績値 コピー用紙(5%削減目標)

- ・平成20年度 1,460,000枚
 - ・平成24年度 2,761,900枚 89.2%増
- #### ■その他の削減目標実績値 上水道使用量(3%削減目標)
- ・平成20年度 48,128m³
 - ・平成24年度 39,194m³ △18.6%



上記のように温室効果ガス排出量は、全施設での実績値は削減されておりますが、被災施設等を除外した数値は、6.5%増加している状況です。

平成23年度より、「みやぎ環境交付金事業」の中で、二酸化炭素排出削減に取り組み、低炭素社会づくりによる、環境にやさしい町づくりを推進し、336基の既存の街路灯照明をLEDに交換し、街路灯を57基増設しましたが、年間電気料を76万円削減し、17トンの二酸化炭素排出量の削減も図られました。また、町民プールの燃料を重油から、都市ガスへ転換したことでも23.80トンの二酸化炭素が、削減されました。

一方、二酸化炭素が増加した施設と増加率については役場(56%)、アクアゆめクラブ(912%)、サッカースタジアム(200%)、まつかぜ児童館(199%)、コミュニティセンター(25%)、歴史資料館(24%)、汐見保育所(60%)、松小(32%)、向洋中(29%)、野球場(26%)となっています。

大きく増加した要因として、アクアゆめクラブは、管理棟や仮設住宅周辺の街路灯設置によるもの、サッカースタジアムは、ボランティアセンターへの無料開放など震災関連の増加と思われ、まつかぜ児童館については、平成22年度の増築が増加の理由と思われます。

②今後の課題

二酸化炭素排出量削減以外の削減目標である、コピー用紙が90%増加と突出しているため、ミスプリントをなくし、両面コピーや裏面再利用に努めるとともに、また、二酸化炭素削減についても、昼休みの消灯、廊下等不要な照明の消灯、空調の適正温調節など、地球にやさしいまちづくりのための行動を、各自で心がけていただきたいと思います。

お問い合わせは、環境生活課まで ☎ 357-7454

上下水道使用開始は届け出を

震災により住宅をリフォームし、再び上下水道を使用できるようになつた時は、事前に届け出が必要です。届け出を忘れてしまふと遡つて上下水道使用料を納めていただく場合もありますので、事前に水道事業所まで連絡願います。

また、下水道施設に優しい使用方法にご協力願います。

●食器の汚れは紙などで拭き取り、油ものや食べ残しなどを下水道に流さない工夫をしましよう。

●洗剤は、使いすぎないようにしましよう。

●水道の蛇口はこまめに閉めましょう。紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、もやせるゴミとして出しましよう。

●お風呂の残り湯は、洗濯などへ再利用しましょう。

●お風呂の残り湯は、洗濯などへ再利用しましょう。

●水道の蛇口はこまめに閉めましょう。紙おむつ、衛生用品、水にとけないティッシュペーパー等は、もやせるゴミとして出しましよう。

●お問い合わせは、水道事業所まで

☎ 7456

水道を寒さから守りましょう

寒さは水道の大敵です。気温がマイナス4度以下になると、水道管や水道メータ、蛇口が凍つて水が出なくなつたり、破損したりする事故が多くなりますので十分に注意しましよう。また、積雪の時は、メーターボックスタの位置が分からなくなりますので、除雪していただきますようご協力お願いいたします。

*お問い合わせは、水道事業所まで

☎ 7456

3月1日（土）から3月7日（金）まで全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

まだ家庭や職場ではストーブ等の暖房器具を使用する機会が多く、空気が乾燥し火災が発生しやすくなりますが、火の用心に心がけましょう。また、火災の原因で毎年のように上位を占める、放火・放火の疑いによる火災があるとを絶ちません。住宅周囲の整理整頓、車両車庫等の放火されない環境づくりにご協力を願いたい。

火災があるとを絶ちません。住宅周囲の整理整頓、車両車庫等の放火されない環境づくりにご協力を願いたい。

■住宅防火のいちを守る

7つのポイント

①寝たばこは絶対しない。

②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

⑤寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

⑥火災を小さいうちに消すために、住たために、隣近所の協力体制をつくる。

⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

*お問い合わせは、消防本部予防課指導係まで

☎ 7456

*各消防署では随時、町内会や事業所等を訪れ防災訓練や防火防災に関する防火座談会を実施しています。お気軽に申込み下さい。

申込締切 2月11日（火）

または、青年交流推進センターまで

☎ 3302

資源物集団回収を行う団体を募集しています。



募

集

実施団体の登録

子供会、婦人会、町内会などの地域住民で組織する団体が、計画的に集団回収を実施する場合、年度始めに町へ登録を申請していただきます。

*リサイクル運動団体登録申請書

文化財関係の確認をお願いします

町内で建物の新築や建替えなどを計画されている方は、予定地が埋蔵文化財（遺跡や貝塚など）、特別名勝松島の指定地内であるかどうかの確認が事前に必要となります。予定地が指定地内の場合は、文化財関係の書類提出や事前調査などが必要になりますので、早めに歴史資料館へご確認ください。

*お問い合わせは、歴史資料館まで

☎ 5567

無料『結婚相談会』開催

結婚のことについてお悩みの方、専門の相談員があなたの相談に応じます。

とき 平成26年2月14日（金）

午前10時～午後3時

ところ 町中央公民館

内容 結婚全般（初婚、再婚等）に関する相談

対象 結婚について真剣に考えている49歳までの方、及びその家族の方

その他 事前の申し込みが必要です。

申込締切 2月11日（火）

*お問い合わせは、生涯学習課まで

☎ 3302

*お問い合わせは、消防本部予防課指導係まで

☎ 7456

※リサイクル運動団体登録申請書

乳がん検診受診者の皆様へ

平成25年11月より実施している町の乳がん検診で、70歳未満の方についてはマンモグラフィ撮影の後に、視触診及びフィルム読影を受診する必要があります。撮影のみの場合は健診結果を出す事ができません。併せて、撮影実費分として4158円をお支払いください。

例年、視触診及びフィルム読影の医療機関での受付は平成26年2月21日までとなつておりますので、まだ受診されたいない方はお早めに受診して下さい。

*お問い合わせは、健康増進課保健指導係まで

☎ 7448



●資源回収業者の登録
集団資源回収を取り扱う業者は、町に届出が必要です。

☎ 7456

多賀城消防署
塩釜消防署
七ヶ浜消防署
利府消防署
松島消防署

☎ 7456

24342251976

1016163477

11163477

12163477

13163477

14163477

15163477

16163477

17163477

18163477

19163477

20163477

21163477

22163477

23163477

24163477

25163477

26163477

27163477

28163477

29163477

30163477

31163477

32163477

33163477

34163477

35163477

36163477

37163477

38163477

39163477

40163477

41163477

42163477

43163477

44163477

45163477

46163477

47163477

48163477

49163477

50163477

51163477

52163477

53163477

54163477

55163477

56163477

57163477

58163477

59163477

60163477

61163477

62163477

63163477

64163477

65163477

66163477

67163477

68163477

69163477

70163477

71163477

72163477

73163477

74163477

75163477

76163477

77163477

78163477

79163477

80163477

81163477

82163477

83163477

84163477

85163477

86163477

87163477

88163477

89163477

90163477

91163477

92163477

93163477

94163477

95163477

96163477

97163477

98163477

99163477

100163477

101163477

102163477

103163477

104163477

105163477

106163477

107163477

108163477

109163477

110163477

111163477

112163477

113163477

114163477

115163477

116163477

117163477

118163477

119163477

120163477

121163477

122163477

123163477

124163477

125163477

126163477

127163477

128163477

129163477

130163477

131163477

132163477

133163477

134163477

135163477

136163477

137163477

138163477

139163477

140163477

141163477

142163477

143163477

144163477

145163477

146163477

147163477

148163477

149163477

150163477

151163477

152163477

153163477

154163477

155163477

156163477

157163477

158163477

159163477

160163477

161163477

162163477

163163477

164163477

165163477

166163477

167163477

168163477

169163477

170163477

171163477

172163477

173163477

174163477

175163477

176163477

177163477

178163477

179163477

180163477

181163477

182163477

183163477

184163477

185163477

186163477

187163477

188163477

189163477

190163477

191163477

子供会などの団体が回収業者に依頼する場合選定は実施団体で自由に選んでかまいません。

※リサイクル運動団体登録届出書
※リサイクル運動団体登録申請書と併せて提出して下さい。

●集団資源回収補助金交付申請

リサイクル運動補助金交付申請をした団体には、回収実績に応じて年2回半期分の補助金を交付します。

①集団資源回収を実施した場合、回収業者が発行した回収伝票を受け取り保管して下さい。

②半期ごと（前期4月～9月分・後期10月～3月分）に、補助金の交付申請をして下さい。前期分は10月31日まで、後期分は3月31日まで、回収伝票をもとに記入したリサイクル運動補助金交付申請書に回収伝票を添付して提出して下さい。

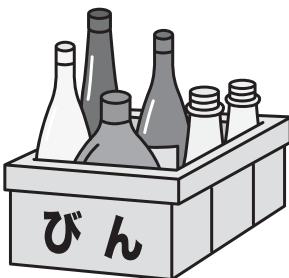
●補助金の単価

売却した回収品目1kgあたり1円。ただし、びん類については下記のとおりです。

※1・8ℓ以上のびんは、1本につき1kg
※1・8L未満のびんは、1本につき0・5kg 本数を重量に換算します。

*お問い合わせは、環境生活課まで

☎ 357-7454



平成26年度 塩釜地区消防事務組合 非常勤・臨時職員募集



*お問い合わせは、塩釜地区消防事務組合総務課人事教養係まで

☎ 357-1624

募集人員	募集職種	業務内容
若干名	消防本部業務補助員	庶務事務、統計集計等 パソコン操作ができる方

勤務時間等 午前8時30分～午後3時30分(月～金)、時給720円

臨時職員	募集人員	募集職種	業務内容
若干名	消防本部業務補助員	庶務事務、統計集計等 パソコン操作ができる方	4月1日～1年間

●勤務時間等	●申込方法	●資格要件	●勤務期間
午前8時30分～午後5時15分(月～金)、時給720円	平成26年2月14日までに市販の履歴書に必要事項を記入し、写真添付の上、消防本部総務課へ直接申込みください。	パソコン操作ができる方	4月1日～6ヶ月(1年を限度に再雇用する場合があります)

平成26年度採用七ヶ浜町非常勤職員・臨時職員募集

◆非常勤職員（雇用期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日）

試験区分	非常勤職員		
職種	老人センター業務補助員	歴史資料館業務補助員	保健師
勤務時間	1日5～6時間 週29時間以内	週24時間以内 ※イベント時などは、土日勤務があります	週18時間以内 ※時期により若干異なります
時給	750円	750円	1,200円
要資格等	無	無	保健師 及び普通自動車運転免許

◆臨時職員

次の臨時職員の登録を開始します。

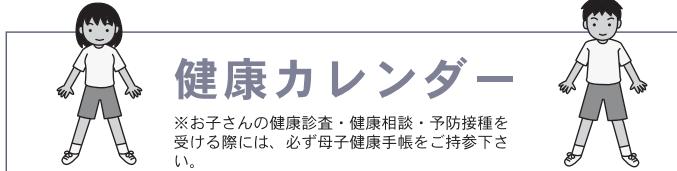
- ・看護師、准看護師
- ・歯科衛生士
- ・栄養士
- ・事務補助員

●面接日程 平成26年2月下旬又は、3月上旬の指定する日時

●申込期間 2月3日（月）から2月20日（木）午後5時まで（郵送は20日午後5時必着）です。

※募集内容等は変更になる可能性があります。詳しくは、町ウェブサイトまたは2月3日（月）から役場受付にて配布しております募集要項等で確認ください。

お問い合わせは、総務課まで ☎ 357-7436

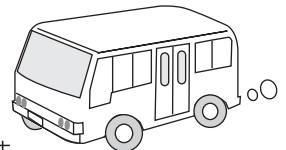


とき	行事名	ところ	受付時間	対象・内容
2/4	母子健康手帳交付及び妊婦相談	母子健康センター	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
12	1歳児健康相談	"	9:45～10:00	H25. 1. 1～2. 28 出生児
13	1歳6か月児健康診査	"	12:15～12:30	H24. 7. 1～7. 31 出生児
18	母子健康手帳交付及び妊婦相談	"	13:30～14:30	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
19	3歳児健康診査	"	12:15～12:30	H22. 8. 1～8. 31 出生児
27	B C G 接種	"	13:00～13:30	H25. 7. 6～9. 27 出生児
3/4	母子健康手帳交付及び妊婦相談	"	10:00～11:00	病院から妊婦届出書を発行されている方はお持ち下さい
12	2歳6か月児健康相談	"	10:00～10:30	H23. 9. 1～10. 31 出生児

老人福祉センター

浜風

利用者



開館時間 午前9時～午後4時

入浴時間 午前10時～午後2時30分

*土・日・祝日と休館日は入浴できません。

休館日 月曜日 (祝日の場合は翌日休館)

持参する物 浴用タオル、昼食

◆バス時刻表(休館日を除く火～金に送迎を行います)

火曜日・木曜日		水曜日・金曜日	
9:29	代ヶ崎浜字影田	9:30	湊浜2丁目バス停
9:30	眼鏡橋バス停	9:32	松ヶ浜入口バス停
9:34	東宮浜公民分館	9:37	松ヶ浜小学校
9:37	要害バス停	9:45	花渕浜割山バス停
9:40	境山七ヶ浜造園前	9:53	七ヶ浜中学校仮設住宅前
9:42	遠山公民分館	*お問い合わせは、 老人福祉センター「浜風」まで ☎357-4976	
9:47	汐見台3丁目		
9:52	汐見台6丁目		

飼えなくなった犬や猫の引取日

●とき 2月13日(木)、27日(木)
午前10時～正午

●ところ 塩釜保健所

●引取手数料

生後90日以内の犬・猫…1頭 400円

生後90日を超える犬・猫…1頭 2,000円

*お問い合わせは、塩釜保健所まで

☎ 363-5505

「七の市」を開催します。

新鮮な旬の食材を取り揃え、楽しいイベントと特設コーナーを設置し開催いたします。

●とき：2月23日(日) 午前8時～午前10時

●ところ：七ヶ浜町役場前駐車場

お問合せは、七の市開催実行委員会事務局まで 多賀城・七ヶ浜商工会 七ヶ浜事務所 ☎ 357-3912



休日の救急歯科 受付／午前9時～午後3時

2/2 山本歯科医院	七ヶ浜町境山2-13-3	☎ 361-6330
9 はるみ歯科	塩釜市花立町13-12	☎ 362-5537
11 永沼歯科クリニック	塩釜市梅の宮14-10	☎ 361-1251
16 ありま歯科医院	多賀城市高橋4-2-1	☎ 389-1182
23 歯科・アイザワデンタル	多賀城市下馬5-5-30	☎ 361-8180
3/2 かたおか歯科クリニック	利府町神谷沢字南沢1-1	☎ 255-2028
9 きくちデンタルクリニック	塩釜市庚塚30-82	☎ 361-3368

1月1日現在の人口 (前月比) ※外国人含む

世帯数	6,449 (0)	転入	47
男	9,806 (-11)	転出	87
女	9,922 (-34)	出生	8
計	19,728 (-45)	死亡	13

町の面積 13.27 km²

町木 クロマツ 町花 ハマギク

姉妹都市 アメリカ・マサチューセッツ州プリマス

友好の町 山形県朝日町

第19回七ヶ浜町 生涯学習フェスティバル開催のお知らせ

見つけてみませんか？新しい自分！生涯学習センターで活動するサークル・講座の皆さんのが日々の成果を発表します。この機会に、素晴らしい展示作品や、練習を重ねてきた舞台やダンスを是非ご覧下さい。興味のある方は一緒に活動してみませんか？きっと新しい自分が見つかるはずです！

■展示発表■

●とき 3月1日（土）午前10時～午後3時
3月2日（日）午前10時～午後2時

●ところ 生涯学習センター

【内容】手編み、フラワーアレンジ、パッチワーク、くるみ絵、ビーズアクセサリー、陶芸、ちぎり絵、プリザーブドフラワー、ビーズステッチ、盆栽など

【協賛イベント、特別コーナー】

縄文体験、茶席、軽食販売、キッズコーナー、しづかはま環境フェスタなど

生涯学習センターを中心に活動している方々の作品が一堂に展示されます。その出来栄えは、本当に見事なものばかりです！

■ダンスパーティー■

●とき 3月1日（土）午後4時～午後7時
●ところ 中央公民館『大会議室』

フルツやタンゴを始め、様々なダンスを予定しております。初心者の方のご来場も大歓迎！

■舞台発表■

●とき 3月2日（日）午前10時～午後2時
●ところ 中央公民館『大会議室』

力の入った舞台は、毎年大盛況です。プロ顔負けの演技は必見です。どなたでもご覧になれますので、お気軽にご来場ください。

【内容】カラオケ、コーラス、大正琴、太極拳、民謡、舞踊、フラダンス、レクダンス、朗読など

■きずな工房オープン二周年記念発表■

今までのご支援に感謝し、手作り品を展示します。
お問い合わせ：きずな工房 080-5737-0868

■献血についてのご案内■

●とき 3月1日（土）午前10時～午後1時

●ところ 生涯学習センター入口

※今回は400ccのみの受付になりますのでご了承ください。

持ち物：身分証明書（運転免許証等）

献血カード（過去に献血をしたことがある方）

担当：健康増進課保健指導係 ☎357-7448

お問い合わせは、生涯学習課まで ☎357-3302

しづかはま環境フェスタ開催のお知らせ



地球温暖化防止、環境保全の啓発を目的とした「しづかはま環境フェスタ」を開催します。環境大賞作品等の展示や3月2日（日）は分別クイズやマイバック作り、環境講座、又七ヶ浜の空間放射線量について、実際に測定なども行います。子どもから大人まで楽しめる内容をご用意しています。

●とき 3月1日（土）午前10時～午後3時
3月2日（日）午前10時～午後2時

環境大賞表彰式を行います！

同会場で環境大賞の作品も展示しております。また3月2日（日）にしづかはま環境大賞の表彰を中央公民館大会議室で行います。

※しづかはま環境フェスタはストップ温暖化センター宮城と（財）宮城県環境事業公社の協賛で行っています。

お問い合わせは、環境生活課まで ☎357-7454

ごみ減量・省エネに関する講演会開催

●とき 3月2日（日）

午前11時～正午

●ところ 七ヶ浜町生涯学習センター

老人センター和室

●講師 (財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク

篠原 富雄 氏

岸 恵理 氏

家庭での地球温暖化対策

（ごみ減量・省エネ）について、実演を交えながら効果的なアドバイスとなるような内容です。



住宅復興に関する個別相談は、随時受付しています

住宅の再建や防災集団移転促進事業など、住宅復興全般に関する個別相談は随時受付しています。お気軽にご相談ください。

■日時 9時～17時（土日休日を除く） ■場所 役場二階 震災復興推進室内（事前予約は不要です）
■電話による相談も受付しています（☎ 357-7439 震災復興推進室）